５－４ スキャナ

(1) 品目及び判断の基準等

スキャナ	【判断の基準】 ①表１に示された基準を満たすこと。 ②特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。 【配慮事項】 ①使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

備考）１　「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

２　特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Ａの表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JIS の附属書Ｂに準ずるものとする。

３　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表１　スキャナに係るスリープ移行時間、基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力、オフモード消費電力の基準

<table>
<tr><th rowspan="2">製品速度（ipm）</th><th colspan="2">スリープへの移行時間</th><th rowspan="2">基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力</th><th rowspan="2">オフモード消費電力</th></tr>
<tr><th>初期設定</th><th>ユーザ調整</th></tr>
<tr><td>ipm≦10</td><td>≦15 分</td><td rowspan="2">≦60 分</td><td rowspan="4">≦2.5W</td><td rowspan="4">≦0.3W</td></tr>
<tr><td>10＜ipm≦20</td><td>≦30 分</td></tr>
<tr><td>20＜ipm≦30</td><td rowspan="2">≦45 分</td></tr>
<tr><td>30＜ipm</td><td>≦120 分</td></tr>
</table>

備考）１　「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。

２　「ユーザ調整」とは、ユーザが調整可能な最大のスリープ移行時間。

３　スリープモード消費電力の基準は、本表の基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力に表２の追加機能に対するスリープモード消費電力許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。

４　消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム要件　画像機器の製

品基準　画像機器のエネルギー使用を判断するための試験方法（平成 30 年 12 月改定）」による。

表２　追加機能に対するスリープモード消費電力許容値

追加機能の種類	接続の種類	最大データ速度ｒ（Mbit/秒）	詳細	追加機能許容値（W）
インターフェース	有線	ｒ＜20	例：USB1.x、IEEE488、IEEE1284／パラレル／セントロニクス、RS232C	0.2
		20≦ｒ＜500	例：USB2.x、IEEE1394／ファイヤワイヤ／i.LINK、100Mb イーサネット	0.4
		ｒ≧500	例：USB3.x、1Gb イーサネット	0.5
		任意	例：フラッシュメモリカード／スマートカードリーダー、カメラインターフェース、ピクトブリッジ	0.2
	無線、無線周波数（RF）	任意	例：ブルートゥース、802.11	2.0
	無線、赤外線（IR）	任意	例：IrDA	0.1
コードレス電話機	該当なし	該当なし	コードレス電話機と通信する画像製品の能力。画像製品が対応するように設計されているコードレス電話機の数に関係なく、1回のみ適用される。コードレス電話機自体の消費電力要件に対応していない。	0.8
メモリ	該当なし	該当なし	画像製品においてデータ保存用に利用可能な内部容量に適用される。内部メモリの全容量に適用され、RAM に応じて増減する。この許容値は、ハードディスク又はフラッシュメモリには適用されない。	0.5/GB
電源装置	該当なし	該当なし	標準形式のインクジェット又はインパクトマーキング技術を使用する製品における銘板出力電力（Pout）が 10W を超える内部及び外部電源装置の両方に対して適用される。	0.02×（Pout－10.0）
タッチパネルディスプレイ	該当なし	該当なし	モノクロ及びカラーの両方のタッチパネルディスプレイに適用される。	0.2

備考）追加機能の種類のうち、インターフェース追加機能の許容値の数は２以下であり、非インターフェース追加機能の許容値の数は無制限である。

(2) 目標の立て方

当該年度のスキャナの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。